

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成29年5月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600185 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700006 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 44 年 11 月 11 日から同年 11 月 10 日に訂正することが必要である。

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 44 年 12 月 1 日から同年 11 月 10 日に訂正し、同年 11 月の標準報酬月額を 2 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 44 年 11 月 10 日から同年 12 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 44 年 11 月 10 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 11 月 10 日から同年 12 月 1 日まで

請求期間において、A 社 B 工場から A 社への転勤による異動はあったが、同社には昭和 44 年 4 月 1 日に入社し、平成 22 年 12 月 18 日に退職するまで継続して勤務していたのに、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A 社から提出された在籍証明書に記載された異動履歴、同社及び請求期間当時の同僚の回答から、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し（昭和 44 年 11 月 10 日に A 社 B 工場から A 社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和 44 年 12 月の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 44 年 11 月 10 日から同年 12 月 1 日までの期間について、請

求者の厚生年金保険被保険者資格取得届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求期間に対応した厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600188 号
厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700001 号

第 1 結論

昭和 51 年*月から昭和 52 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年*月から昭和 52 年 8 月まで

私は、昭和 51 年 2 月頃、実姉の経営する A 職で働くため、B 市に転居し、実姉宅で同居していた。B 市 C 町にあった市役所の支所にて国民年金の加入手続きを行い、遡って加入したことは覚えているが、その手続きの時期は覚えていない。その際、遡って納付ができる期間に係る国民年金保険料の納付書が交付され、同支所の窓口で一括して納付した。

しかし、20 歳到達時（昭和 51 年*月*日）に国民年金の強制加入被保険者となるはずなのに、私の保管する年金手帳には初めて被保険者となった日が昭和 52 年*月*日と記載されており、遡って納付した請求期間に係る国民年金保険料の記録が無く、当該期間は国民年金に未加入となっているので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び同記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、B 市において、昭和 53 年 2 月頃に払い出されていることが推認でき、この頃に加入手続きが行われたものと推認できる。

また、B 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日は昭和 52 年*月*日と記録され、請求者が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」も同日が記載されていることから、上述の払出時点において、請求者は同年*月*日に遡って資格を取得していることが確認でき、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、住民票によると、請求者は 20 歳到達前から現在まで B 市に住所があるこ

とから、同市が請求者に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構B広域事務センターが国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、上述の払出時点においては、請求期間のうち昭和51年*月から昭和52年3月までの期間は過年度保険料となる場所、請求者は、「B市C町にあった市役所の支所の窓口において、遡って納付可能な国民年金保険料の納付書が交付され、当該保険料を一括して納付した。」と主張しているが、B市は、市役所や支所では現年度保険料に係る収納事務を取り扱っていたが、過年度保険料は社会保険事務所（当時）が収納事務を行っていたので、市役所等の窓口で過年度保険料の納付書の発行及び当該保険料の収納はできない旨を回答しており、請求者の主張する納付方法では、当該期間の保険料を同市において納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600159 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700002 号

第 1 結論

平成 27 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、4 分の 1 免除期間に係る国民年金保険料（以下「4 分の 3 保険料」という。）を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 4 月から同年 6 月まで

私は、平成 26 年 7 月から平成 27 年 6 月までの期間について、国民年金保険料の 4 分の 1 の免除が承認され、保険料の 4 分の 3 の額を納付期限の古い順に納付してきたが、平成 27 年 4 月から同年 6 月までの 4 分の 3 保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間は、平成 26 年 7 月 3 日付けの免除申請により、4 分の 1 の国民年金保険料の免除が承認されていることが確認できることから、請求者は、請求期間に係る 4 分の 3 保険料の納付日、納付場所及び納付金額について覚えていないが、A 市内に所在する、B 銀行、C 社若しくは D 社の店舗又は E 銀行 F 支店で納付した可能性がある旨を陳述している。

しかしながら、B 銀行、C 社及び D 社は、いずれも請求者の請求期間に係る 4 分の 3 保険料の納付は確認できない旨を回答している上、E 銀行は、納付日が不明である場合、公金の収納状況を確認することができない旨を陳述していることから、当該保険料が納付されていたかを確認することができない。

また、請求期間については、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤は考え難い上、請求者が請求期間の 4 分の 3 保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の4分の3保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600180 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700003 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月から平成 6 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月から平成 6 年 9 月まで

私は、専門学校を卒業後、A 市 B 区にある C 事業所に勤務したが、同事業所は社会保険の適用事業所ではなかったことから、就職を契機（平成 3 年 4 月頃）に、居所があった同市 D 区役所で国民年金の加入手続を行い、居所付近にあった A 銀行 E 支店又は同事業所付近にあった同行 F 支店において、毎月、自分で月額 1 万 500 円を納付したのに、請求期間が未納の記録になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 3 年 4 月頃に A 市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者のオンライン記録による国民年金の資格取得の処理日から、平成 6 年 11 月 8 日に G 市において払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続が行われたものと考えられ、請求者が主張する加入手続の時期等と相違する。

また、請求者の国民年金被保険者資格取得日は、請求者が所持する年金手帳、オンライン記録、請求者が請求期間後に転居した H 市及び I 町（H 県）が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿から、請求者が 20 歳に到達した昭和 63 年 * 月 * 日に遡って取得しており、請求期間は未納であることが確認できる上、上述の加入手続時期から判断すると、平成 6 年 10 月まで A 市に住所があった請求期間当時、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を自身で毎月納付していたと主張する A 銀行 E 支店及び同行 F 支店は、公金及び国庫金の納付書による控えは当該銀行

に残っておらず、銀行仕様の依頼書も10年の保管であることから納付の事実を確認できない旨を回答又は陳述している。

加えて、請求期間当時に住所があったA市は、「当時の関係資料が無く、本市における請求者の加入手続状況については不明である。」と回答している上、オンライン記録による氏名検索を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その上、請求者は、請求期間のうち、婚姻した平成5年*月以降の期間については、請求者の妻が保険料納付の状況を承知している旨を陳述しているが、妻は、「夫の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況については不明である。」と回答している。

なお、請求者の妻の国民年金手帳記号番号は、妻のオンライン記録による国民年金の資格取得の処理日から、平成6年11月8日に請求者と連番でG市において払い出され、この頃に加入手続が行われている上、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿等から、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成4年12月31日と同日に遡って国民年金被保険者資格を取得し、同年12月から平成6年9月までの期間は未納であることが確認でき、A市に住所があった請求期間当時、当該期間は請求者と同様に国民年金の未加入期間として取り扱われている。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。